



ステーキの
あさくま

第48期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開
催
日
時

2021年6月25日(金曜日)午前10時

開
催
場
所

愛知県日進市赤池町西組32番地
ステーキのあさくま 本店 1階大広間

※本総会は、今回より開催場所を変更しておりますので、ご注意ください。

決
議
事
項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、議決権の行使は郵送で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。

郵送にて議決権を行使された株主様には、御礼として、あさくまグループで利用できる御食事券1,000円分を8月下旬ごろにご郵送させていただきます。

株式会社 あさくま

証券コード 7678

証券コード7678
2021年6月10日

株 主 各 位

愛知県日進市赤池町西組32番地
株式会社 あさくま
代表取締役社長 横 田 優

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 愛知県日進市赤池町西組32番地
ステーキのあさくま 本店 1階大広間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。なお、本総会は、今回より開催場所を変更しております。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 資本金の額の減少の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asakuma.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される場合



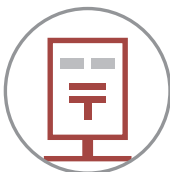
株主総会日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時開催

（受付開始は午前9時を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

郵送にて議決権を行使される場合



行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着**するようご返送ください。

郵送にて議決権を行使された株主様には、御礼として、あさくまグループで利用できる御食事券1,000円分を8月下旬ごろにご郵送させていただきます。

(添付書類)

第48期 事業報告

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策により一時的に個人消費に持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業収益の低下や雇用環境の悪化は続いており、極めて厳しい状況にあります。

外食業界におきましては、2020年4月の1回目の緊急事態宣言により休業や営業時間短縮等を余儀なくされ、宣言解除後にはGo toキャンペーンの効果により回復する場面もありましたが、11月以降個人消費はさらに冷え込んでおります。

このような環境の下、当社グループといたしましては、「お客様に食を通じて感動を提案するエンターテインメントレストラン」という不変的な考えのもと、ステーキハウスとしての品質とお値打ち感のある商品を提供してまいりました。感染症拡大防止策を講じたうえで、もりもりハンバーグ（ハンバーグが見えなくなるほどの具を乗せたボリューム感あふれるメニュー）の販売など各種フェアを行ってまいりました。また、弁当やすき焼きセットなどのテイクアウト販売も行ってまいりましたが、自治体の要請に基づく度々の営業時間の短縮や多人数での会食の制限などが当社グループにとって大きく需要を消失させることとなり、下記の通り店舗数の減少もあり、収益に多大な影響を及ぼしました。

当連結会計年度における店舗展開につきましては、当社の直営店及びF C店で各1店舗、連結子会社である株式会社あさくまサクセッションで8店舗、連結子会社である株式会社竹若で3店舗の退店がありました。この結果、当連結会計年度末現在における当社の店舗数は、直営店が62店舗となり、F C店5店舗を加えて67店舗となりました。株式会社あさくまサクセッションの直営店は10店舗、株式会社竹若の直営店は10店舗となり、当社グループの総店舗数は、87店舗（F C店5店舗を含む）となっております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高6,384,311千円（前年同期比27.9%減）、営業損失695,188千円（前年同期は224,256千円の利益）、経常損失413,834千円（前年同期は239,692千円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失1,578,040千円（前年同期は69,019千円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、27,297千円であります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

②当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

華彩、東京米バル 建物

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より借入金として860,000千円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式、その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、度重なる緊急事態宣言が発令され、その都度解除後には一時的に来店客数の回復の兆しがみられたものの、変異株による急速な感染拡大による影響の長期化が懸念されており、先行き不透明さによる消費者の不安を払拭することはできておりません。

当社グループはこのような外部環境の中、収益力の回復に向けて既存店舗における顧客満足度の向上に努めて経営の効率を進めてまいります。

具体的な課題は以下のとおりであります。

①既存店収益向上のための内部体制強化

コスト管理、生産性アップを計画的に実行し、3つの品質（商品、サービス、クレンリネス）向上のために教育体制を強化して、店長・従業員に対してオンラインによるトレーニング、実技トレーニングなどを推進して既存店の質を高め、収益の向上を図ってまいります。

②顧客から個客へ

地区から地域へ、そして個店へと迅速でこまめな対応とマネジメントを実践して、商品の材料や品質にもこまめに対応しつつ、迅速なメニュー開発を行ってまいります。

売価戦略、メニュー戦略、営業時間などについても個店別に見直しながら、全店一律での今までのやり方からきめの細かい対応をしてまいります。

③SDGsへの取り組み

フードロス削減、廃棄物再資源化やプラスチックストロー等の廃止、廃油でのバイオ燃料の生成などの取組を更に増しながら、省エネとして太陽光を活用した投資型店舗作りにも挑戦してまいります。

④サラダバーの充実と衛生管理

サラダバーでのマイトンングやビニール手袋の使用やひと口カップ対応など、お客様にご不自由や煩わしさをおかけしておりますが、より一層の安心・安全への取り組みと衛生管理にも注力して、サラダバーの質の充実にも努めてまいります。

⑤新規出店と既存店舗のブラッシュアップ

当社グループでは、新規出店は機会があれば取組んでまいります。また、老朽化している既存店につきましては、店舗の改装やクリーニングを主体として建物や設備の補修を行い、快適な雰囲気と安心・安全な空間を提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2018年3月期)	第46期 (2019年3月期)	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	9,440	9,447	8,849	6,384
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	874	679	239	△413
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	494	401	69	△1,578
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	104.94	85.29	13.27	△295.69
総 資 産(百万円)	4,168	4,414	5,063	3,999
純 資 産(百万円)	2,793	3,195	3,896	2,223
1株当たり純資産額(円)	593.02	678.31	728.99	417.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額（1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 第46期より連結計算書類を作成しております。第45期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数字を参考情報として記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2018年3月期)	第46期 (2019年3月期)	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	7,969	8,147	7,737	5,486
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	861	669	263	△120
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	405	424	106	△1,401
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	86.03	90.07	20.56	△262.62
総 資 産(百万円)	3,875	4,163	4,584	3,727
純 資 産(百万円)	2,708	3,133	3,872	2,376
1株当たり純資産額(円)	575.06	665.14	724.48	446.18

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額（1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社テンポスホールディングスで、同社は当社の株式を2,710千株（議決権比率50.9%）保有いたしております。

② 親会社等との取引に関する事項

イ．当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等との取引については、当該取引の当社の事業上の必要性を検討し、取引条件の市場価格・水準を勘案する等、当該取引が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社等との取引については、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の取締役会は、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社あさくま サクセッション	40百万円	100%	飲食店舗の運営
株式会社竹若	50百万円	100%	飲食店舗の運営

(10) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは飲食店舗の運営を主な事業としております。この他に飲食事業に付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしていません。

(11) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

①本部

名古屋事務所：愛知県名古屋市天白区

東京事務所：東京都大田区

②店舗（フランチャイズ店を含む）

都府県名	あさくま		あさくま サクセッション	竹若	計
	直営店	FC店			
愛知県	23	—	—	—	23
岐阜県	4	—	—	—	4
三重県	4	—	—	—	4
静岡県	12	2	—	—	14
千葉県	5	1	—	—	6
神奈川県	5	1	—	—	6
茨城県	2	—	—	—	2
埼玉県	4	—	1	—	5
東京都	2	—	9	10	21
京都府	1	—	—	—	1
岡山県	—	1	—	—	1
兵庫県	—	—	—	—	0
合計	62	5	10	10	87

(12) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
128名（461名）	56名減（186名減）

- （注） 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に雇用人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
91名（422名）	9名減（63名減）	42.1歳	4年 7ヶ月

- （注） 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に雇用人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、臨時従業員は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借入残高
株式会社北陸銀行	300,000千円
岐阜信用金庫	220,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

(14) その他企業集団の現状に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 18,800,000 株

(2) 発行済株式の総数 5,325,721 株（自己株式 50,549株を除く。）

（注）新株予約権の権利行使により、31,450株増加しております。

(3) 株主数 8,088 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社テンポスホールディングス	2,710,213株	50.88%
近 藤 裕 貴	483,382株	9.07%
近 藤 典 子	427,382株	8.02%
有 限 会 社 あ さ し お	301,836株	5.66%
西 尾 す み 子	145,900株	2.73%
近 藤 千 鶴 子	58,796株	1.10%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	46,400株	0.87%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	44,616株	0.83%
麒麟麦酒株式会社	42,000株	0.78%
加 藤 千 代 子	16,640株	0.31%

（注） 1. 持株比率は、自己株式（50,549株）を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 有限会社あさしおの持株数は、日本証券金融株式会社（日証金）への貸付株148,200株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議の日	2017年3月14日
保有者数	取締役 1名
新株予約権の数	3,000個
目的である株式の種類および数	普通株式 3,000株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき310円
行使期間	2019年3月15日から 2026年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員及びグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項ありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2021年3月31日現在）

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議の日	2013年6月13日	2017年3月14日
保有者数	当社従業員 3名	当社取締役 1名 当社従業員 14名 子会社従業員 5名
新株予約権の数	2,000個	5,220個
目的である株式の種類および数	普通株式 400株	普通株式 5,220株
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき50円	1個につき310円
行使期間	2015年6月21日から 2022年6月25日まで	2019年3月15日から 2026年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員及び顧問の地位にあることを要す。但し、取締役を任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または契約満了により顧問を辞した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員及びグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

	第5回新株予約権
発行決議の日	2018年12月13日
保有者数	当社従業員 42名
新株予約権の数	8,700個
目的である株式の種類および数	普通株式 8,700株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1 個につき483円
行使期間	2020年12月14日から 2028年 6 月26日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員、もしくは当社のグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横 田 優	
取締役	西 尾 すみ子	管理部長
取締役	新 貝 栄 市	営業部長
取締役	金 盛 幹 男	株式会社三和デンタル監査役
取締役	加 藤 真 美	弁護士 前澤化成工業株式会社取締役 株式会社ビジョナリーホールディングス取締役監査等委員
常勤監査役	酒 井 圭 吾	
監査役	石 井 林太郎	弁護士
監査役	後 藤 徳 彌	公認会計士 社会福祉法人風の森監事 社会福祉法人共生会監事

- (注) 1. 取締役金盛幹男氏及び加藤真美氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役石井林太郎氏及び後藤徳彌氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役酒井圭吾氏、監査役後藤徳彌氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役酒井圭吾氏は、長年にわたり他社にて業務監査・会計監査に携わってきた経験があります。
 ・監査役後藤徳彌氏は、公認会計士の資格を有しております。
 4. 当社は、社外取締役金盛幹男氏及び加藤真美氏並びに社外監査役石井林太郎氏及び後藤徳彌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 大坂浩二氏、矢田真一氏は、2020年6月25日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役等の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7 名 (2 名)	30,751千円 (1,900千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	5,100千円 (1,800千円)
合 計	10 名	35,851千円

- (注) 1. 上表には、2020年6月25日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役2名を含んでおります。
2. 役員の金銭報酬の額は、1984年9月27日開催の第11期定時株主総会において年額120,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名、監査役の員数は、2名です

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を取締役会決議にて定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社グループの持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本方針とし、基本報酬のみで構成する。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位及び職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- ③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等については支給しない。

- ④ 金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、基本報酬のみであるためこれを定めない。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の限度額内で基本報酬の総額について取締役会での決議に基づき、上記各方針に従って具体的な額を決定するよう代表取締役横田優に対して委任するものとする。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからである。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給総額の内容について十分な協議を行わなくてはならない。

(5) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役金盛幹男氏は、株式会社三和デンタルの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役加藤真美氏は、前澤化成工業株式会社の取締役、株式会社ビジョナリーホールディングスの取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役後藤徳彌氏は、社会福祉法人風の森監事、社会福祉法人共生会監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役金盛幹男氏は、当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

取締役加藤真美氏は、当事業年度開催の取締役会には14回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

監査役石井林太郎氏は、当事業年度開催の取締役会には14回中13回出席し、また、監査役会には14回中13回出席しており、弁護士としての豊富な経営経験、見識から、必要に応じ適宜発言を行っております。

監査役後藤徳彌氏は、当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、また、監査役会には14回中14回出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,600千円
当社及び子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額等について同意を判断しました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の適正性・透明性を高めるために、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針」を以下のように定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制に関するコンプライアンス基本規程により、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守した行動を取るための行動規範を定める。
- ・取締役会を定期的開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。
- ・取締役は、他の取締役及び使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ・内部監査室による監査を実施し、業務の適正性等を確保する。
- ・内部通報制度を運用し、法令及び定款に反する事実の早期発見に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程及び管理マニュアルに従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて管理状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ・取締役及び監査役は上記に係る重要な情報・文書を常時閲覧できる体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき企業集団におけるリスクを抽出し、重要性に応じて適切な対策を策定・実施する。また、リスク管理の実施状況を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から、重要な事項については、取締役会において報告・審議する。
- ・情報リスクに関する規程を定め、経営的損失を未然に防止する体制を確保する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の相互監督を行う。
- ・取締役会の議案は取締役会規程の付議基準により、事前に取締役及び監査役に議案に関する資料を配布することで、審議の活性化・実質化を図る。
- ・経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、職務権限規程等を整備する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社管理規程により経営管理を行う一方、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、業務の適正な運用について積極的に指導を行う。
- ・子会社における経営上の重要な事項は、定期的に当社へ報告するものとする。取締役は総合的に助言・指導を行う。
- ・取締役は、子会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ・監査役は、子会社の監査役と意見交換等を実施し、連携を図る。
- ・内部監査室は、子会社の内部監査を実施し、結果を取締役会及び監査役に報告する。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・金融商品取引法の定めによる財務報告の適正性を確保するため、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の整備・運用状況を定期的に評価し、継続的に改善を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役と相談の上、その意見を十分考慮して検討する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人の任命については、監査役の同意を必要とする。また使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

⑩ 監査役への報告に関する体制及び当該報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

⑫ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ・監査役は、代表取締役社長及び取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的な会合を開催することにより、監査役監査の環境整備の状況や重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役職務の執行状況について

- ・取締役会が14回開催され、取締役・監査役が出席の上で、経営上の重要事項（事業方針・資本政策・重要人事・法定事項等）をはじめ個別議案の審議が行われております。
- なお、社外取締役（2名）、社外監査役（2名）から随時意見表明がされており、経営の透明性は確保される体制となっております。

② コンプライアンス及びリスク管理体制について

- ・関係する社内規程を整備し、各種研修を実施し、取締役以下従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見と迅速適切な対応を図っております。

③ 当社及びグループにおける業務の適正を確保するための体制について

- ・子会社の取締役が当社の取締役会にて業務執行状況について報告を行っております。
- ・監査役が親会社及び子会社監査役と定期的な意見交換を実施し、また内部監査室と連携し監査結果の共有を図り、業務の適正性を検証しております。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制について

- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保体制について

- ・監査役は、監査役会を14回開催した他、取締役会に出席し経営上の重要事項について報告を受け、取締役の業務執行状況を直接確認しております。また、代表取締役はじめ取締役と定期的に会合し、経営課題、監査上の重要課題等についてヒアリングと意見交換を実施しております。
- ・常勤監査役は、会計監査人や内部監査室と定期的に意見交換を実施し、効率的な監査業務の遂行を図りながら、コンプライアンスに関する問題点を日常的に監査する体制を整備しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、収益に応じて株主の皆様への配当を実施することを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,515,209	流 動 負 債	1,293,591
現 金 及 び 預 金	1,825,078	買 掛 金	346,619
売 掛 金	252,669	短 期 借 入 金	400,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	29,044	1年内返済予定の長期借入金	71,570
未 収 入 金	363,593	リ ー ス 債 務	20,143
そ の 他	45,463	未 払 法 人 税 等	29,909
貸 倒 引 当 金	△640	賞 与 引 当 金	13,000
		株 主 優 待 引 当 金	16,130
		資 産 除 去 債 務	61,787
		そ の 他	334,430
固 定 資 産	1,484,595	固 定 負 債	482,322
有 形 固 定 資 産	879,514	長 期 借 入 金	357,830
建 物 及 び 構 築 物	624,475	リ ー ス 債 務	33,393
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	75,015	資 産 除 去 債 務	52,728
土 地	87,906	そ の 他	38,370
そ の 他	92,117		
無 形 固 定 資 産	35,181	負 債 合 計	1,775,913
そ の 他	35,181	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	569,898	株 主 資 本	2,223,890
差 入 保 証 金	515,047	資 本 金	861,583
そ の 他	59,851	資 本 剰 余 金	938,655
貸 倒 引 当 金	△5,000	利 益 剰 余 金	499,358
		自 己 株 式	△75,706
		純 資 産 合 計	2,223,890
資 産 合 計	3,999,804	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,999,804

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,384,311
売上原価		2,685,240
売上総利益		3,699,070
販売費及び一般管理費		4,394,259
営業損失		695,188
営業外収益		
受取利息及び配当金	764	
協賛金収入	10,930	
不動産賃貸料	10,246	
助成金収入	257,316	
その他	22,745	
		302,003
営業外費用		
支払利息	4,447	
現金過不足	640	
貸倒引当金繰入額	5,000	
リース料	6,855	
その他	3,707	
		20,650
経常損失		413,834
特別利益		
補助金収入	17,645	
その他	11,179	
		28,824
特別損失		
固定資産売却損	20,253	
店舗休止損失	40,410	
店舗閉鎖損失	109,667	
減損損失	995,882	
その他	605	
		1,166,819
税金等調整前当期純損失		1,551,829
法人税、住民税及び事業税	33,460	
法人税等還付税額	△44,680	
法人税等調整額	37,431	
		26,211
当期純損失		1,578,040
親会社株主に帰属する当期純損失		1,578,040

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	857,550	934,621	2,104,123	－	3,896,295	3,896,295
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	4,033	4,033			8,067	8,067
剰 余 金 の 配 当			△26,724		△26,724	△26,724
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,578,040		△1,578,040	△1,578,040
自己株式の取得				△75,706	△75,706	△75,706
当期変動額合計	4,033	4,033	△1,604,765	△75,706	△1,672,404	△1,672,404
当 期 末 残 高	861,583	938,655	499,358	△75,706	2,223,890	2,223,890

連 結 注 記 表

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

全ての子会社を連結しております。

・連結子会社の数 2社

・連結子会社の名称

株式会社あさくまサクセッション

株式会社竹若

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ.有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ.たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 …… 最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ.有形固定資産…… 定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～47年
機械装置及び運搬具 2～15年
- ロ.無形固定資産 …… 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ.リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

- イ.貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ.賞与引当金 …… 従業員の賞与給付に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ハ.株主優待引当金 …… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数（5～10年）で均等償却しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未収入金」は39,589千円であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した額であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	517,211
無形固定資産(連結のれんを除く)	7,415

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価格を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	—
--------	---

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2015年12月28日）に基づき、繰延税金資産について回収可能性はないものと判断しております。なお、この見積りの結果、当連結会計年度末において連結財務諸表に計上した繰延税金資産の金額及び内訳については、（税効果会計に関する注記）において記載のとおりであります。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資産除去債務

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

資産除去債務	114,515
--------	---------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、店舗建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等について、業態別に直近の退店時の原状回復費用実績に基づき店舗1坪当たり費用を見積もり、それらを既存店舗の建築坪数へ乗じて資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除去費用を見積もることは困難であり、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用について見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い増加額94,981千円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りに伴って計上した有形固定資産の全てについて減損損失を計上したため、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失が94,981千円増加しております。

5. 追加情報

会計上の見積りの不確実について

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの地域でヒトとモノの移動が制限され、消費者の購買行動が大きく変化しました。

終息時期の正確な予測は困難ですが、ワクチン接種が開始され、感染拡大は今後緩やかに収束するものと仮定し、固定資産の減損損失及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,829,809千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	5,344,820	31,450	—	5,376,270

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	—	50,549	—	50,549

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得50,500株及び単元未満株式の買取り49株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月12日 取締役会	普通株式	26,724	5.00	2020年 3月31日	2020年 6月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 14,320株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては主として安全性が高い預金等により運用し、また、資金調達については必要に応じて銀行借入により行う方針であります。デリバティブ取引等の投機的な取引は、行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金については、主として顧客のクレジット決済によるものであり、信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本店に関わる賃貸借契約等に基づく保証金及び敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権及び差入保証金に係る信用リスクは、当社グループの経理規程に従い、取引先毎に残高確認を行う等、担当部署が相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき、随時に資金繰状況を把握して管理するとともに、手許流動性の維持等取引銀行と当座貸越契約を締結する等して、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2.参照

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,809,074	1,809,074	—
(2) 売掛金	252,669	252,669	—
(3) 未収入金	363,593	363,593	—
資産計	2,425,337	2,425,337	—
(1) 買掛金	346,619	346,619	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金 ※ 1	198,857	198,857	—
(4) 未払法人税等	29,909	29,909	—
(5) 長期借入金 ※ 2	429,400	429,813	413
(6) リース債務 ※ 2	53,536	51,572	△1,963
(7) 長期未払金 ※ 2	28,711	27,732	△979
負債計	1,487,035	1,484,506	△2,529

※ 1 未払金は、割賦未払金を控除した金額を記載しております。

※ 2 1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期未払金

元利金の合計額を、新規に同様の割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
差入保証金	515,047

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都において譲渡予定のマンションを有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,724	12,800

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、譲渡予定価額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	417円57銭
1株当たり当期純損失	295円69銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(減損損失)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社区分	場所	用途	種類
当社	愛知県大府市	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	千葉県市原市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	埼玉県川越市	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	東京都八王子市	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	神奈川県横浜市	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	千葉県松戸市	店舗	建物、工具器具及び備品、のれん
	神奈川県藤沢市	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	静岡県磐田市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	東京都練馬区	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	京都府京都市	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
連結子会社 株式会社あさくま サクセッション	愛知県名古屋市中区	事務所	ソフトウェア
	埼玉県久喜市	店舗	建物、工具器具及び備品
	埼玉県さいたま市	店舗	建物、工具器具及び備品
	埼玉県東松山市	店舗	建物、工具器具及び備品
	東京都世田谷区	店舗	建物、工具器具及び備品
	東京都品川区	店舗	建物
	東京都東大和市	店舗	建物
	埼玉県所沢市	店舗	建物、構築物、工具器具及び備品
	神奈川県横浜市	店舗	建物、構築物、工具器具及び備品
	東京都港区	店舗	建物

会社区分	場所	用途	種類
連結子会社 株式会社竹若	東京都千代田区	店舗	建物、工具器具及び備品、リース資産
	東京都中央区	店舗	建物、リース資産
	東京都新宿区	店舗	建物、工具器具及び備品、リース資産
	東京都目黒区	店舗	建物、工具器具及び備品、リース資産
	東京都港区	店舗	建物、工具器具及び備品、リース資産
—	—	—	連結のれん

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

また、連結のれんについては会社単位を資産グループの最小単位としております。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。また、連結のれんについては、当社の連結子会社である株式会社竹若において、事業環境の変化に伴い、想定していた収益が見込まれなくなり回収可能性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額はゼロとして評価しております。

その内訳は、建物及び構築物439,168千円、機械装置9,386千円、工具器具及び備品17,925千円、リース資産50,730千円、のれん7,037千円、ソフトウェア377千円及び連結のれんの減損損失471,256千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,357,847	流 動 負 債	1,040,115
現 金 及 び 預 金	1,775,398	買 掛 金	323,206
売 掛 金	222,870	短 期 借 入 金	400,000
原 材 料	21,998	1年内返済予定長期借入金	56,250
貯 蔵 品	4,021	未 払 金	99,195
前 払 費 用	40,354	未 払 費 用	91,452
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	164,249	前 受 金	2,679
1年内回収予定関係会社長期貸付金	122,004	未 払 法 人 税 等	26,821
そ の 他	295,491	預 り 金	4,355
貸 倒 引 当 金	△288,539	株 主 優 待 引 当 金	16,130
		賞 与 引 当 金	13,000
固 定 資 産	1,369,305	資 産 除 去 債 務	6,766
有 形 固 定 資 産	862,110	そ の 他	257
建 築 物	596,456	固 定 負 債	310,797
構 造 物	11,717	長 期 借 入 金	243,750
機 械 及 び 装 置	75,015	預 り 保 証 金	15,900
工 具、器 具 及 び 備 品	91,114	資 産 除 去 債 務	40,452
土 地	87,806	投 資 損 失 引 当 金	10,695
		負 債 合 計	1,350,913
無 形 固 定 資 産	35,121	純 資 産 の 部	
借 地 権	25,657	株 主 資 本	2,376,239
電 話 加 入 権	5,887	資 本 金	861,583
ソ フ ト ウ エ ア	3,576	資 本 剰 余 金	939,890
		資 本 準 備 金	608,133
投資その他の資産	472,072	そ の 他 資 本 剰 余 金	331,757
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	774,956	利 益 剰 余 金	650,471
長 期 前 払 費 用	373	利 益 準 備 金	551
差 入 保 証 金	426,138	そ の 他 利 益 剰 余 金	649,920
そ の 他	45,561	繰 越 利 益 剰 余 金	649,920
貸 倒 引 当 金	△774,956	自 己 株 式	△75,706
		純 資 産 合 計	2,376,239
資 産 合 計	3,727,152	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,727,152

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,486,986
売上原価		2,376,976
売上総利益		3,110,010
販売費及び一般管理費		3,435,146
営業損失		325,135
営業外収益		
受取利息	9,662	
協賛金収入	8,624	
助成金収入	170,666	
その他	19,964	208,917
営業外費用		
支払利息	2,496	
現金過不足	575	
その他	1,067	4,139
経常損失		120,357
特別利益		
補助金収入	7,200	7,200
特別損失		
貸倒引当金繰入額	966,856	
関係会社株式評価損	154,499	
投資損失引当金繰入額	10,695	
減損損失	112,772	
その他	20,491	1,265,315
税引前当期純損失		1,378,473
法人税、住民税及び事業税	30,365	
法人税等還付税額	△44,680	
法人税等調整額	37,431	23,116
当期純損失		1,401,589

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

項 目	資 本 金	株 主 資 本				
		資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	857,550	604,100	331,757	935,857	551	2,078,233
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	4,033	4,033		4,033		
剰 余 金 の 配 当						△26,724
当 期 純 損 失						△1,401,589
自己株式の取得						
当 期 変 動 額 合 計	4,033	4,033	－	4,033	－	△1,428,313
当 期 末 残 高	861,583	608,133	331,757	939,890	551	649,920

項 目	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	
	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	2,078,785	－	3,872,192	3,872,192
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			8,067	8,067
剰 余 金 の 配 当	△26,724		△26,724	△26,724
当 期 純 損 失	△1,401,589		△1,401,589	△1,401,589
自 己 株 式 の 取 得		△75,706	△75,706	△75,706
当 期 変 動 額 合 計	△1,428,313	△75,706	△1,495,953	△1,495,953
当 期 末 残 高	650,471	△75,706	2,376,239	2,376,239

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～40年
構築物	5～30年
機械及び装置	2～15年
工具・器具及び備品	2～15年

- (2) 無形固定資産…定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収見込額を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…従業員の賞与給付に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株主優待引当金…株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 投資損失引当金…子会社への投資に対する損失に備えるため、当該子会社の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」及び「1年内回収予定関係会社長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「関係会社短期貸付金」は46,749千円、「1年内回収予定関係会社長期貸付金」は44,504千円であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した額であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	105,735
のれん	7,037

(2) 繰延税金資産

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	—
--------	---

(3) 資産除去債務
当事業年度の計算書類に計上した金額
(単位：千円)

資産除去債務	—
--------	---

(4) 投資損失引当金
①当事業年度の計算書類に計上した金額
(単位：千円)

投資損失引当金	10,695
---------	--------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、子会社の投資に対する損失に備えるため、損失負担見積額を投資損失引当金として計上しております。

損失負担見積額については、子会社の財政状態等を勘案して見積りを行っておりますが、子会社の状況により翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当事業年度において、新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用について見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い増加額6,766千円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りに伴って計上した有形固定資産の全てについて減損損失を計上したため、当事業年度の税引前当期純損失が6,766千円増加しております。

(追加情報)

会計上の見積りの不確実性について

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの地域でヒトとモノの移動が制限され、消費者の購買行動が大きく変化しました。

終息時期の正確な予測は困難ですが、ワクチン接種が開始され、感染拡大は今後緩やかに収束するものと仮定し、固定資産の減損損失及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,609,029 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	298,400 千円
関係会社に対する長期金銭債権	774,956 千円
関係会社に対する短期金銭債務	728 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引	39,693 千円
営業取引以外の取引	9,616 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	50,549株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,907 千円
未払事業税	2,542 千円
有形固定資産減損損失	77,329 千円
関係会社株式	76,418 千円
貸倒引当金	319,686 千円
貸倒損失	180,360 千円
その他	26,604 千円
小計	686,850 千円
評価性引当額	△686,850 千円
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	— 千円
繰延税金資産の純額	— 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

会社等の名称 (氏名)	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社						
(株)あさくまサク セッション	(所有) 直接 100.00	資金の援助	貸付金の実行	70,000	関係会社短期貸付金	74,249
			貸付金の回収 (注) 2、3	34,667	1年内回収予定関係会社長期貸付金	38,004
					関係会社長期貸付金	138,956
			利息の受取 (注) 2	2,326	—	—
(株)竹若	(所有) 直接 100.00	資金の援助	貸付金の実行	140,000	関係会社短期貸付金	90,000
			貸付金の回収 (注) 2、4	50,000	1年内回収予定関係会社長期貸付金	84,000
					関係会社長期貸付金	636,000
兄弟会社						
(株)テンポスフィ ナンシャルトラ スト	—	クレジット カード決済 処理サービ ス事業	クレジットカード 売上高 (注) 1	1,456,442	売掛金	79,375
			クレジットカード 取扱手数料 (注) 1	45,577		

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利等で勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は各子会社との貸付契約によっております。

3. (株)あさくまサクセッションへの貸付金及び未収入金に対し、当事業年度において251,944千円の貸倒引当金を計上しております。

4. (株)竹若への貸付金及び未収入金に対し、当事業年度において810,911千円の貸倒引当金を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	446円18銭
1 株当たり当期純損失	262円62銭

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社あさくま
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 坂野 英雄 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あさくまの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あさくま及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社あさくま
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 坂野 英雄 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさくまの2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を確認し検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関し、取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株式会社あさくま 監査役会

常勤監査役 酒 井 圭 吾 ㊟

社外監査役 石 井 林太郎 ㊟

社外監査役 後 藤 徳 彌 ㊟

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保し、財務内容の健全化を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少をいたしたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はございません。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額861,583,500円のうち、771,583,500円を減少して90,000,000円とし、減少した資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年7月30日（予定）

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員が任期満了となりますので、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株式数
1	よこた まさる 横 田 優 (1963年7月28日)	1986年10月	株式会社アレフ入社	一株
		1996年12月	同社ハーフタイムおよび小樽倉庫事業部長	
2006年 4 月	株式会社マイニンアート設立			
2008年 7 月	株式会社ブロンコビリー入社			
2010年12月	株式会社ＡＣＯ入社			
2013年 6 月	同社代表取締役			
2015年 4 月	当社入社			
2015年 6 月	当社取締役			
	株式会社あさくまサクセッション取締役			
2016年 6 月	当社代表取締役社長（現任）			
2020年 2 月	株式会社竹若代表取締役			
【取締役候補者とした理由】 横田優氏は、代表取締役に就任以来、豊富な経験と識見で当社の経営を指揮・牽引しております。今後も当社の更なる企業価値向上に貢献することが見込まれ、当社の持続的成長に資するものと判断し、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。				
2	にしお すみこ 西 尾 すみ子 (1947年9月20日)	1964年 5 月	当社入社	145,900株
		1983年 9 月	当社取締役商品部長	
1995年 6 月	当社代表取締役			
2004年 4 月	当社取締役（現任）			
2017年 6 月	株式会社あさくまサクセッション取締役			
2020年 2 月	株式会社竹若取締役			
【取締役候補者とした理由】 西尾すみ子氏は、長年にわたり当社の管理部門を中心に経営の中核を担っており、豊富な業務経験と知見を有しております。今後も当社の事業発展に貢献することが十分に見込まれ、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。				

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
3	しみず たかひろ 清水 孝 洋 (1967年2月19日)	1989年 4 月	シヤチハタ商事株式会社 (現シヤチハタ株式会社) 入社	一株
		2004年 4 月	同社マーケティング部長	
		2007年 4 月	同社商品企画部長	
		2011年 3 月	一般社団法人日本市場創造研究会 理事 (現任)	
		2011年10月	シヤチハタ株式会社営業企画部長	
		2014年 1 月	同社海外企画部長	
		2019年 7 月	商品企画考房 代表 (現任)	
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 清水孝洋氏は、長年にわたり大手製品メーカーにて営業及び商品企画部門に携わってきており、人格、見識ともに優れ、グローバルビジネスにも精通しております。同氏の豊富なビジネス経験と知見を当社の経営に生かしていただくため、同氏を社外取締役候補者といいたしました。また、同氏には豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的な立場で、経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。		
4	はやし みゆき 林 幸 (1961年2月17日)	1983年 4 月	学校法人二川学園入職	一株
		2009年 4 月	学校法人上田学園香久山幼稚園園長	
		2014年 4 月	社会福祉法人フレッシュ 理事 (現任)	
		2015年 4 月	学校法人滝の坊学園荻生保育園園長	
		2015年 4 月	みよし市子育て支援センター センター長	
		2017年 4 月	厚生労働省愛知県保育士等キャリアアップ研修講師 (現任)	
		2020年 4 月	学校法人名古屋文化学園保育専門学校 講師 (現任)	
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 林 幸氏は、長年にわたり幼児教育における教育現場と事業経営に携わってきており、人格、見識ともに優れ、豊富な人脈の形成を培ってきました。同氏の教育者としての豊富な経験と知見を当社の経営に生かしていただくことで企業価値の向上に貢献すると判断し、同氏を社外取締役候補者といいたしました。また、同氏には事業経営者としての経験を生かし、当社において独立した客観的な立場で、経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち清水孝洋氏、林 幸氏は、社外取締役候補者であります。両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、両氏の選任が承認された場合には、清水孝洋氏及び林 幸氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 酒井圭吾氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
まつい さとし 松 井 悟 (1953年6月23日)	1977年 4 月 2015年 4 月 2016年 6 月 2020年 6 月	名古屋電機工業株式会社入社 同社監査統括室長 同社常勤監査役 同社常勤監査役退任	一株
【社外監査役候補者とした理由】 松井悟氏は、長年にわたり事業会社において管理部門での豊富な業務経験知識があり、監査役としての経験も有しております。当社においても独立した立場で意見を述べ、適切な助言・提言が期待できることから、その職責を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松井悟氏は、社外監査役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、同氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株式数
まつぐち とうひろ 松口 藤 宏 (1951年9月8日)	1977年 4 月 2004年 3 月 2016年12月 2019年 4 月	株式会社フジタカ入社 同社管理本部マネージャー 当社入社 当社内部監査室長（現任）	一株
【補欠監査役候補者とした理由】 松口藤宏氏は、長年にわたり事業会社において管理部門全般の業務に従事し、豊富な経験と知識を有しており、また、当社においても内部監査室長として監査業務を経験し、経営の監視や適切な助言が期待できると判断し、同氏を補欠の監査役候補者といたしました。			

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

- **会 場** 愛知県日進市赤池町西組32番地
ステーキのあさくま 本店 1階大広間
- **交通機関** 電 車 の 場 合 地下鉄 鶴舞線「赤池駅」徒歩約10分
自動車の場合 国道153号線「赤池2丁目北」交差点を西へ約600m
県道56号線（名古屋岡崎線）「平針」交差点を東へ約400m

